

市民生活課からのお知らせ

戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります

これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、戸籍法が改正され、戸籍に氏名のフリガナが記載されることとなりました。本年5月26日以降、本籍地市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナがハガキや封書で通知されますので、届きましたら必ず内容を確認してください。

通知のフリガナが正しい場合は、届出をしなくても、令和8年5月以降にそのフリガナがそのまま戸籍に順次記載されます。通知されたフリガナが誤っている場合には、令和8年5月25日までに必ず届出をしてください。届出は、窓口や郵送による届出のほか、マイナポータルを利用してオンラインで行うこともできます。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

★戸籍にフリガナが記載されます(法務省のホームページへ)



各種証明書の発行における変更点について

●【各種証明書の交付手数料にキャッシュレス決済を導入】

住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、各種税証明等の交付手数料支払いに、**クレジットカード、電子マネー、二次元コード決済が利用できるようになりました。**

○利用できる窓口：市民生活課 税務課 ※各出張所では利用できません。

○対象となる手数料：住民票の写し 戸籍関係証明書 印鑑登録証明書 各種税証明ほか

○利用上の注意：マイナンバーカードの再発行手数料などの一部の支払いには利用できません。またキャッシュレス決済と現金の併用もできません。

●【おおいた広域窓口サービス終了のお知らせ】

住民票の写しや戸籍証明書などの各種証明書を、県内17市町の窓口で交付を受けることができる「おおいた広域窓口サービス」は、**令和8年3月31日をもって終了することとなりました。**終了後も引き続き下記の方法により証明書を取得することが可能です。各サービスの手続きの詳細については市民生活課までお問い合わせください。

	住民票の 写し	戸籍(除籍) 証明書	印鑑登録 証明書	身分証明	戸籍の 附票	所得・課税 証明
コンビニ交付※1	○		○			○
戸籍の広域交付		○ ※2				
郵 送 請 求	○	○		○	○	○

※1 津久見市の証明書について記載しています。取得できる証明書は発行元の市町村により異なります。詳しくは発行元市町村へお問い合わせください。

※2 抄本の発行はできません。ご了承ください。

【問い合わせ】 市民生活課 ☎0972-82-9511